

4-5 公告、縦覧等

4-5-1 公告

条例においては、事業者に対し環境影響評価方法書を作成した旨などの公告を義務付けている。

なお、県及び市町村は、公告の手段を有していることから、事業者が県及び市町村に対し協力を求めることができることとされている（条例第45条）。

1 公告事項

条例に基づき事業者が公告しなければならない事項は、次のとおりである。

- (1) 環境影響評価方法書を作成した旨など（条例第7条）
- (2) 環境影響評価準備書を作成した旨など（条例第15条）
- (3) 環境影響評価準備書の説明会の開催（条例第16条第2項）
- (4) 環境影響評価準備書についての意見の概要等を作成した旨など（条例第19条）
- (5) 環境影響評価書を作成した旨など（条例第23条）
- (6) 対象事業の廃止等（条例第25条第1項、第26条第4項）
- (7) 環境影響評価の手續の再実施（条例第26条第4項、第27条第3項）
- (8) 対象事業に係る工事の着手等（第34条第1項）
- (9) 事後調査報告書を作成した旨など（条例第38条）

2 公告の方法

次に掲げるものの中から適切な方法により行う。

- (1) 官報への掲載
- (2) 愛媛県報への掲載（別紙1参照）
- (3) 関係する市町村の協力を得て、関係する市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

別紙1

年 月 日
愛媛県知事 殿
住所 氏名 ㊞
環境影響評価方法書の公告について（協力依頼） 愛媛県環境影響評価条例第5条の規定に基づき〇〇事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定による公告について、同条例第45条の規定に基づき御協力をお願いします。
記
1 公告について
(1) 方法 愛媛県報への登載
(2) 公告事項 別紙のとおり〔公告案を添付すること。〕
(3) 公告希望日 年 月（出来る限り早い時期）

注 環境影響評価準備書等にあつては、適宜修正すること。

(例)

愛媛県報 (平成12年5月26日)

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例 (平成11年愛媛県条例第1号) 第

5条の規定により、次の対象事業について併せて環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成12年5月26日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 大 沢 保

丸住製紙株式会社

代表取締役社長 星 川 一 治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	大王製紙株式会社	丸住製紙株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 大 沢 保	代表取締役社長 星 川 一 治
主たる事務所の所在地	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市市川之江町826番地

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業が実施されるべき区域

名 称	大王製紙株式会社三島工場富郷ダム工業用水取水設備計画	丸住製紙株式会社大江工場富郷ダム工業用水取水設備計画
種 類	製造業に係る工場の規模の変更の事業	製造業に係る工場の規模の変更の事業
規 模	排水水量61,450m ³ /日増加	排水水量25,500m ³ /日増加
対象事業が実施されるべき区域	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市市川之江町4085番地

3 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県伊予三島市及び川之江市

4 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁、伊予三島市役所及び川之江市役所

(2) 縦覧期間

平成12年5月26日から6月25日まで

(3) 縦覧時間

9時から17時まで

5 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限

平成12年7月9日まで

(2) 提出先

〒799-0492 愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号

大王製紙株式会社安全環境室

〒799-0196 愛媛県川之江市市川之江町826番地

丸住製紙株式会社環境安全室

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

(例)

愛媛県報 (平成12年12月22日)

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書について

愛媛県環境影響評価条例 (平成11年愛媛県条例第1号) 第13条の規定により、次の対象事業について併せて環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成12年12月22日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 大 沢 保

丸住製紙株式会社

代表取締役社長 星 川 一 治

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	大王製紙株式会社	丸住製紙株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 大沢 保	代表取締役社長 星川 一治
主たる事務所の所在地	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川之江町826番地

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業が実施されるべき区域

名 称	大王製紙株式会社三島工場富郷ダム工業用水取水設備計画	丸住製紙株式会社大江工場富郷ダム工業用水取水設備計画
種 類	製造業に係る工場の規模の変更の事業	製造業に係る工場の規模の変更の事業
規 模	排出水量 61,450 m ³ /日 増加	排出水量 25,500 m ³ /日 増加
対象事業が実施されるべき区域	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川之江町4085番地

3 関係地域の範囲

愛媛県伊予三島市及び川之江市

4 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁、伊予三島市役所及び川之江市役所

(2) 縦覧期間

平成12年12月22日から平成13年1月21日まで

(3) 縦覧時間

9時から17時まで

5 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

(1) 提出期限

平成13年2月4日まで

(2) 提出先

〒799-0492 愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号

大王製紙株式会社技術部

〒799-0196 愛媛県川之江市川之江町826番地

丸住製紙株式会社環境安全室

(3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された対象事業の名称

ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)